

空乗第 255 号 昭和 51 年 5 月 1 日
国空航第 3037 号 令和 4 年 3 月 29 日一部改正
国空安政第 2310 号 令和 4 年 12 月 26 日一部改正

ホームビルト機の航空法第 28 条第 3 項の飛行許可について

標記に関し航空法第 28 条第 3 項の許可を行う場合は、別紙「ホームビルト機の飛行許可に関する考え方」を勘案して処理されたい。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日 国空航第 3037 号）

この改正通達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 26 日 国空安政第 2310 号）

1. 本通達は、令和 5 年 3 月 31 日をもって廃止する。
2. 本通達の廃止の際現に許可を受けているものについては、なお従前の例によるものとする。

別紙

ホームビルト機の飛行許可に関する考え方

1. ホームビルト機の飛行は、機体について航空法第 11 条第 1 項のただし書の許可、操縦について同法第 28 条第 3 項の許可が必要であるが、これらの許可にあたって相互に関連させて検討する必要がある。

2. ホームビルトに対する考え方

- (1) ホームビルト機は、一般的には同一の型式名で呼ばれるもの（特にジャイロコプター等で基本設計が同じであるもの、あるいは部品の一部がキットとして売られているもの等がある）であっても組立、製造が個人個人により行われること等から飛行の許可は個々の機体について行う必要がある。
- (2) 当該機の操縦については製造者が自ら行うことが適当であるが製造者以外の者でも当該機の製造に参加している等当該機の強度性能、特性等について十分認識しており、また製造者と操縦者の間で責任を明確にしている場合については許可の対象として差し支えないと考えられる。

3. 航空法第 28 条第 3 項の許可

- (1) ホームビルト機の操縦について許可する場合は、その操縦者が当該機の飛行に先立って強度、性能、特性等について十分認識していること。
また、飛行にあたっては地上滑走等十分訓練を行い徐々に経験を積み上げること等必要な条件を付して行うことが必要である。
- (2) これらの航空機の操縦にあたる操縦士を許可する場合には、次の事項を満たしていることが必要である。
 - A. 当該ホームビルト機に対する知識を有すること。
 - B. 飛行にあたっての航空法第 11 条の許可に関連した十分な訓練を行っていること（ジャイロコプター機については、空乗第 107 号：昭和 50 年 2 月 14 日付に基づく技能認定の証明書の有無）。

(参考すべき事項)

- (イ) 技能証明書の有無（当該ホームビルト機が技能証明を受けている航空機の種類、等級等、どれに類するかを考慮するが、その技能証明書をもって本件の飛行許可をすることは不可能である）。
 - (ロ) 当該機について過去に許可を得たことの有無（有の場合は、その許可番号）。
- (3) 飛行の方法については航空法第 11 条第 1 項ただし書の許可に基づき検討することが必要である。

4. 航空法第 11 条第 1 項ただし書の許可

本件に関しては、航空局安全部安全政策課及び地方航空局保安部航空機検査官が担当しているので相談の上処理すべきである。

5. 一般

我が国の場合、ホームビルト機が他の人命、財産に損害を与える可能性がない場所を自由に飛行することは非常に困難である。しかし、このことを理由にすべてのホームビルト機に対して一般の航空機と同等の安全性を要求することは全くホームビルト機を否定してしまう結果になる。したがってこれらの点を考慮し、個々に条件を付して許可されるべきである。